

社会福祉法人有徳会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、定款第41条の規定に基づき、社会福祉法人有徳会（以下、「法人」という。）の定款の施行に関する事項を定めるものである。

第2章 評議員選任・解任委員会

(目的)

第2条 定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会（以下、「委員会」という。）は、本章に定めるところにより、設置、運営等を行う。

(所轄事項)

第3条 委員会は、この法人の評議員の選任及び解任を行う。

(委員会の構成等)

第4条 委員会の評議員選任・解任委員（以下、「委員」という。）は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名とし、理事会が選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期満了までとする。

(委員の解任)

第6条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

第7条 委員の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(招集)

第8条 委員会の招集は、理事会において決定し、理事長が行う。

(招集通知)

第9条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録で発しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく委員会を開催することができる。

(議長)

第10条 委員会に議長を置き、委員の互選により選任する。

(評議員の選任)

第11条 評議員の選任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、評議員候補者を委員会に推薦する。
- (2) 理事会は、委員会に当該候補者の経歴、当該候補者を候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、当該候補者の兼職状況、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、評議員候補者について審議を行い、評議員の選任に関する決議を行う。

(評議員の解任)

第12条 評議員の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

- (1) 理事会は、委員会に理事会で決議された評議員解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (3) 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が賛成することを要する。

(議事録)

第14条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が署名又は押印し、これを理事会に提出しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 議事録は、委員会の日から10年間主たる事務所に備え置かれなければならない。

(事務)

第15条 委員会の庶務的事項は法人の事務局において行う。

(補足)

第16条 本章に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第3章 評議員会

(役員等の出席)

第17条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 理事及び監事は、評議員から特定の事項について説明を求められたときは、法令に定める正当な理由がある場合を除き、評議員会に出席し必要な説明をしなければならない。
- 4 前項の法令に定める正当な理由とは次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をする必要がある場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明することにより法人その他の者(当該評議員を除く)の権利を侵害することになる場合
 - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (4) 第1号から第3号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合
- 5 法人の職員及び業務を委託している弁護士は、理事又は監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。
- 6 評議員会は、必要に応じ、前項に定める者以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(議長)

第18条 評議員会に議長をおく。

- 2 評議員会議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する。

(招集)

第19条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- 2 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の1週間前までに、前項各号に掲げる事項を記載した書面または電磁的記録をもって各評議員(評議員会に理事及び監事が出席を求められたときには当該理事及び監事)に通知をしなければならない。
- 3 前項にかかわらず、評議員全員の同意が得て、招集の手続を省略して評議員会を開催することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 評議員会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事の解任

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 役員の一部免除

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分

5 前項に規定された理事及び監事の解任は、次の各号の手続を経て行うものとする。

(1) 理事長（理事長に事故あるときは理事長が予め指名した理事）は、評議員会に理事会で決議された理事又は監事の解任の提案を行い、理事又は監事として不適任とした理由を説明しなければならない。

(2) 評議員会は、解任の提案をされた被解任理事又は被解任監事に弁明の機会を与えなければならない。

(3) 評議員会は、理事会から提案された理事又は監事の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

6 理事、監事又は評議員の法人に対する責任は、総評議員の同意がなければ免除することができない。

(議事録)

第21条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成する。

(1) 通常の評議員会の事項

① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事又は監事が評議員会に出席した場合における出席方法）

② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名

④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき

イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき

ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき

- ⑤ 評議員会に出席した評議員又は理事及び監事の氏名
 - ⑥ 評議員会に議長が存するとき、議長の氏名
 - ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (2) 評議員会の決議の省略の場合の事項
- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした者の氏名
 - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項
- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名又は押印をしなければならない。
- 4 前項の議事録署名人は、評議員会の都度、出席した評議員の中から議長の指名により選任する。
- 5 前4項により作成した議事録は、当該評議員会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 役員及び職員

(理事長専決事項)

第22条 定款第24条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 職員の任免(第24条に定める職員を除く)
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入居者・利用者の日常の処遇に関すること

(10) 入居者の預り金の日常の管理に関すること

(11) 寄付金の受入れに関する決定

ただし、寄付金の募集に関する事項及び法人運営に重大な影響があるものを除く。

(監事)

第23条 監事は、理事会に出席するものとし、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(施設長等)

第24条 定款第22条第2項に定める施設長等の範囲は、次に定めるものとする。

(1) 施設長

(2) 法人本部長

第5章 理事会

(出席者)

第25条 理事会は、理事及び監事が出席して開催することとし、必要に応じてそれ以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長（理事長に事故あるときは理事長が予め指名した理事）をもってあてる。

(招集)

第27条 理事会の招集には、理事会の日の1週間前までに理事及び監事の全員に通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意を得て召集の手続きを省略して理事会を開催することができる。

(決議)

第28条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 理事会における決議の方法は、挙手その他の方法により行うものとする。ただし、議長が理事全員に異議がないと認める場合には、その旨を確認した上で決議があったものとすることができる。

3 議長は、次項に掲げる決議を除き、その議決権を可否同数の場合にのみ行使することができる。

4 次の決議は、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数を

もって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (4) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (5) 保有する株式に係る議決権の行使
 - (6) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- 5 第1項及び第4項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限定する。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
- 6 理事、監事が理事長及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとする。ただし、業務の執行に関する理事長及び業務遂行理事の報告は省略できない。

（議事録）

第29条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 議事録は、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果等、次に掲げる事項を記載して作成する。

(1) 通常の場合の事項

① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における出席方法）

② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア 理事の招集を受けて召集されたもの

イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されなかったため、その請求をした理事が招集したもの

ウ 監事の請求を受けて召集されたもの

エ 監事が請求したもの

③ 理事会の経過の要領及び結果

④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告

イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

ウ 理事会で述べられた監事の意見

⑥ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名

⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合の事項

① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があつたものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

- (3) 理事会への報告の省略の場合の事項
- ① 理事会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 理事会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。ただし、前項に規定する理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略の場合には、議事録作成者の署名（記名押印）で足りるものとする。
- 4 理事会に理事長が欠席した場合には、出席した理事と監事の全員が議事録に署名（記名押印）する。
- 5 理事会の決議に参加した理事であって、作成された議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。
- 6 理事会の議事録等は、当該理事会の日から10年間法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第6章 決算・監査

(資料の作成)

第30条 理事長は、会計年度終了後速やかに定款第32条1項に掲げる書類を作成し、監事に提供するものとする。

(監事の監査)

第31条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告の内容)

第32条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の方法及びその内容
- (3) 計算書類及びその附属明細書が法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (4) 追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象）
- (5) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (6) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (7) 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- (8) 法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないとき認めるときは、その旨及びその理由
- (9) 監査報告を作成した日

(調査及び差止め請求)

第33条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

第34条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(備え置き)

第35条 第30条の資料及び監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 その他

(改廃)

第36条 本細則の制定、改廃は理事会の決議をもって行う。

(秘密の保持)

第37条 法人の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員及びこれらの役員等であった者は、職務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

附則

この細則は、令和5年12月1日から施行する。